

高崎市庁舎飲料自動販売機設置場所の使用許可に係る公募抽選募集要項

高崎市では、市有財産の有効活用を図りながら市民サービスと地域経済の活性化を図るため、「飲料自動販売機設置場所の使用許可に係る公募抽選」を実施します。

抽選に参加する事業者は、この募集要項をよく読み、次の各事項を承知した上で参加するものとします。

1 抽選に付する事項

(1) 使用許可について

設置事業者は、自動販売機設置場所として使用する部分について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、行政財産目的外使用許可（以下「使用許可」という。）を受け使用する。

(2) 飲料自動販売機の設置のために使用を許可する場所及び面積（設置台数）

財産名称	所在地	設置許可階	許可面積	台数
高崎市庁舎の一部	高崎市高松町 3 5 番地 1	2 ・ 1 4	3.55 m ²	3 台

※上記面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

※管理上・美観上等の都合により、自動販売機の周囲に壁等を設置することがある。

(3) 使用許可期間

令和 7 年 7 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日の 1 年 9 カ月間とする。なお、令和 8 年 4 月 1 日以降については、それまでの使用状況や必要性等を勘案したうえで支障なしと本市が判断した場合、当初の使用条件を変更しないことを前提として、令和 9 年 3 月 3 1 日まで使用許可を更新するものとする。また、行政財産目的外使用許可申請書は更新ごとに提出し、使用許可を受けるものとする。

(4) 使用料

自動販売機により得た売上金額（消費税相当額及び地方消費税相当額を除く。）に 1 0 0 分の 1 5 を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加算したものとする。

納付については、市発行の納入通知書により毎月払いとする。

(5) 使用許可条件等

別紙使用許可条件のとおりとする。

2 抽選参加資格

次の要件をすべて満たす法人に限り参加することができる。

- (1) 高崎市内に本社又は事業所等を有し、問題発生時には速やかな対応が可能な事業者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に掲げられた者でないこと。
- (3) 高崎市暴力団排除条例（平成 24 年高崎市条例第 72 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (5) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する実績を 3 年以上有していること。
- (6) 公租公課を完納していること。

3 抽選参加申込

公募抽選に参加を希望する者は、公募抽選参加申込書等の書類を提出すること。提出は、下記提出場所に直接持参とする。

(1) 提出期間

令和 7 年 4 月 30 日（水）から 5 月 13 日（火）までの間の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（市役所の閉庁日を除く）。

(2) 提出場所

高崎市高松町 35 番地 1

高崎市役所 5 階 財務部管財課

(3) 提出書類

① 公募抽選参加申込書

② 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

③ 印鑑証明書

④ 納税証明書（未納の税額がないことの証明）

・ 国税：「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明

・ 市税：市税等について滞納額がない証明

※②から④については、発行日から 1 ヶ月以内のもの

4 抽選の日時及び場所

(1) 日時

令和 7 年 5 月 26 日（月）午後 2 時 30 分

(2) 場所

高崎市高松町 35 番地 1 高崎市庁舎 17 階 172 会議室

5 抽選方法等

(1) 抽選の採用要件及び方法

複数の設置希望者がいる場合、抽選機等による抽選を行うものとする。

(2) 抽選当日に引いたくじ棒の番号に則り、順次抽選を行う。当選者が出た時点で抽選は終了とする。

(3) 抽選は1(2)の順序により行うものとする。

(4) 代理人による抽選

代理人により抽選する場合は、委任状を提出しなければならない。

(5) その他

①抽選結果は、理由の如何を問わず撤回することはできない。

②抽選を公平に執行できないなど、特別な事情があると認めるときは、抽選の執行を延期し、又は取りやめることがある。

6 無効な抽選等

(1) 次のいずれかに該当する抽選は無効とする。

① 抽選に参加する資格のない者がした抽選

② 同一の抽選において同一人がした2つ以上の抽選（代理の場合も含む。）

③ 委任状を提出しない代理人のした抽選

④ 不正行為による抽選

⑤ 抽選関係職員の指示に従わない等、抽選会場の秩序を乱した者の抽選

⑥ 申込書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行った者の抽選

⑦ その他関係条例等に違反した抽選

(2) 失格

抽選開始時に、抽選会場に本人又は代理人が不在の場合は失格とする。

7 使用許可手続きについて

(1)行政財産目的外使用許可申請書（以下「使用申請書」という。）及び行政財産目的外使用許可書のとおりとする。

(2) 当選者は令和7年6月12日（木）までに使用申請書を市へ提出するものとする。

(3) 当選者が、指定期日までに使用申請書を提出しない場合、当該抽選は効力を失う。

(4) 使用許可手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。

8 その他

(1) 本書に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令及び高崎市財務規則の定めるところによる。

(2) 本書を入手した者は、当該募集手続き以外の目的で本書を使用してはならない。

(別紙)

【使用許可の条件】

- (1) 使用目的外に使用しないでください。
- (2) 高崎市庁舎管理規則(昭和38年高崎市規則第11号)及び高崎市公有財産規則(昭和39年高崎市規則第15号)の規定に違反する行為をしたときは、許可を取り消します。
- (3) 高崎市において公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、許可を取り消すことがあります。
- (4) 自動販売機について
 - ① 自動販売機設置に伴う空き容器については、使用済容器の回収ボックスを設置し、周辺に散乱しないよう使用者が責任を持って管理するものとします。
 - ② 可能な限り、ユニバーサルデザイン仕様の自動販売機を設置してください。
 - ③ 消費電力を抑えた省エネ機やノンフロン対応機など、環境に配慮した自動販売機を設置してください。
 - ④ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守し、徹底を図ってください。
 - ⑤ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで、安全設置してください。
 - ⑥ 自動販売機の設置、商品の補充、故障時の対応等は、使用者が責任を持って自らおこなってください。(※第三者への委託は認めない)
- (5) アルコール類の販売は認めないものとします。
- (6) 自動販売機の脇に回収ボックスを設置し、定期的に回収してください。
- (7) 自動販売機の問題発生時は、使用者の責任において速やかに対処してください。
- (8) 使用期間が満了したとき、又は使用を中止し、若しくは許可を取り消されたときは、直ちに原状回復し、返還してください。この場合において、原状回復に要する費用は、使用者が負担するものとします。
- (9) 使用に伴う光熱水費は、別途使用者が負担することとします。
- (10) 設備の設置等に伴い発生した損害(第三者に及ぼした損害を含みます。)のために必要な経費は、使用者が負担するものとします。
- (11) 使用期間の満了後継続して使用許可を受けるときは、使用期間の満了日から1か月前までに使用許可の申請を行ってください。
- (12) その他必要な事項は、協議のうえ定めることとします。